

江戸庶民の家計と暮らし

江戸東京博物館館長
竹内 誠

2世紀半にもわたる「天下泰平」を民衆が謳歌した江戸時代は、暮らしや文化、経済が目覚ましく発展した時代でもありました。第3回の今回は、江戸の庶民の家計、さらには高度なりサイクルの仕組みなどから、江戸庶民の暮らしぶりを紹介します。

行商人の暮らしぶりとは

前回ご紹介したように、江戸は武家の大きな支出に支えられた巨大マーケット都市でした。必然的に、多くの商人職人が江戸に住みつき、武家の需要を満たしていたのです。

では、江戸の人口の半分を占めていたといわれる一般的な町民の暮らしぶりは、どのようなものだったのでしょうか。考証学者の栗原柳庵(二七九四〜一八七〇)が一九世紀前半の文政時代の都市と農村の生活や逸話を集めた『文政年間漫録』を基に、見てみましょう。ここには、ある野菜の行商人の一日の暮らしぶりが描かれています。朝早くから夕方まで、江戸の町を、てんびん棒を担いで、野菜を売りに歩くのが仕事です。仕事を終えた行商人は、家に帰り、一日の売り上げから、翌日の仕入れ代金(六、七百文)、日割りした店賃(家賃)を取り置き、米代として二百文、調味料代として五十文を奥さんに渡

し、そして子どもへお小遣い十二、十三文を与えています。そして、最終的に残った二百文足らずの使い道について、お酒を飲もうか、風雨で仕事ができない日のために貯金をしようかと逡巡します。こんな内容です。

ここからも分かるように、一日働かせずれば、生活に若干の余裕は生まれ、自分の楽しみのために、お酒を飲むこともできたことが分かります。最後に、お酒を飲もうかどうしようかと考えているところは、現在のサラリーマンが、居酒屋に寄ろうかどうか迷っている姿と通じるところがあります。

江戸は家賃が安かった

では、少し視野を広げて、一年間の暮らしの有り様を見てみましょう。前述の『文政年間漫録』の著者栗原柳庵が長年にわたり見聞したことを基に書いた考証随筆『柳庵雑筆』では、江戸時代における日雇い大工の年間収支が記されています。

また、老後になると、子どもたちが当然のように親の面倒を見ていました。幕府も一八〇二年に善行者の表彰事例集として『孝義録』を発行し、親孝行をした人を表彰するなどしています。

さらに、このような地縁・血縁のほかに、もともと宗教的な集まりとして存在していた「講」という組織も、江戸庶民にとっては欠かせないものでした。貯蓄や融資のための相互扶助団体として、仲間同士でお互いに掛金を持ち寄り、融通し合うなど、江戸庶民にとって大切な庶民金融として機能していたといわれています。

自治が行き届いていた江戸

ところで、当時、江戸の町民は五十万人ともいわれましたが、それを治める町奉行所の役人は、三百人ほどと意外なほどに少ないものでした。というのも、江戸は自治組織が十分に整備され、町民は自分で町づくりを行っていたのです。例えば、橋が壊れても、街道沿いの大きな橋以外は、幕府から普請費用は出ません。地主がすべて負担することになっていました。また、自治組織には夜警を務める木戸番など



連載 江戸の暮らしと金銭観

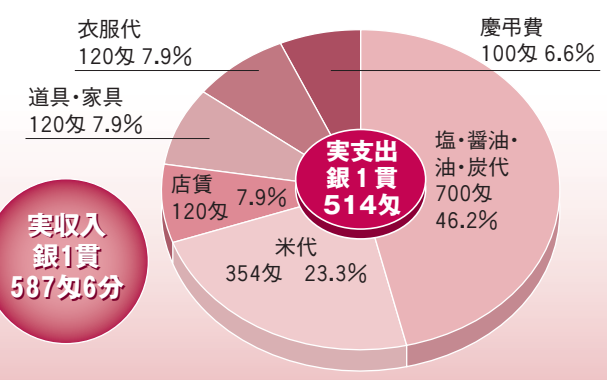
共助の精神で助け合い

当時は、このように公の支援が乏しかったわけですが、その代わりに、隣近所、肉親の助けは濃密なものがあつたといえます。何しろ、一般町民が住む土地は限られていたため、町民の人口密度は非常に高く、多くが長屋に住んでいました。井戸やトイレもすべて共同で、特に家賃が安い裏長屋となると、隣家を遮る壁も薄く、会話とは筒抜けです。その親密さのためか、自然と長屋共同体ともいえる共助の連帯意識が生まれ、共助の精神で、普段から助

大工の年間収支

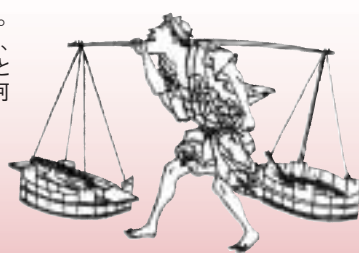
家族構成 夫婦と子ども1人
住まい 借家
1年間に働いた日数 294日(正月、節句、悪天候の日は休み)
実収入 銀1貫587匁6分
実支出 銀1貫514匁
残金 銀73匁6分(予備金として臨時の出費などに使われた)

日雇いの大工の例。1日の収入は銀5匁4分、当時の銭相場に換算すると、およそ銭540文。雨の日以外は常に仕事があると仮定して、年に70匁あまりの黒字。火事が多かった江戸のまちでは大工の仕事が多かったといわれています。



(注) 銀1貫=銀1,000匁
銀1匁=銀10分

●たけうち まこと●
昭和8年(1933)東京生まれ。東京教育大学大学院博士課程修了。文学博士。専攻は江戸文化史・近世都市史。徳川林政史研究所主任研究員、信州大学助教授、東京学芸大学教授などを経て、現在東京学芸大学名誉教授。東京都江戸東京博物館館長、徳川林政史研究所所長、日本博物館協会会長なども務めている。著書は『江戸と大坂』『徳川幕府と巨大都市江戸』など多数。NHK大河ドラマなどの時代考証も担当している。



このコーナーでは、暮らしに身近な金融知識やその役立て方について、有識者からわかりやすくアドバイスしていただきます。今回は、金融オンブズネット代表の原 早苗さんに登場していただきました。



当時の長屋の内部を再現

金融商品取引法の主なポイント

金融オンブズネット代表
原 早苗

●はら さなえ●百貨店、消費者団体事務局勤務を経て、現在は埼玉大学、上智大学等で非常勤講師。国民生活審議会、金融審議会の委員を長く務める。消費者の視点から金融分野の問題に取り組み、消費者グループである金融オンブズネットの代表。

金融商品取引法の狙い

平成十九年九月三十日、金融商品取引法が完全施行されました。

金融分野の規制緩和（金融ビッグバン）の進展により、多様な金融商品が登場し、金融広告があふれ、また、銀行や郵便局で投資信託や保険が買える時代になっています。一方、複雑な金融商品や取引が増え、トラブルも増加しています。

私たち消費者が金融取引においても、合理的で自立した行動を問われる時代になっているのです。

金融商品取引法は、投資性のある金融商品を取引する際の利用者保護と、透明で公正な市場づくりを目指した法律です。証券取引法を改正、四本の法律を廃止して金融商品取引法とし、八十九法律の部を改正して出来上がりました。その主な内容をご紹介します。

対象金融商品の範囲を拡大 事業者は登録制に

1. 規制対象範囲の拡大

金融商品取引法では、【図表1】にあるとおり、従来の証券取引法にある有価証

【図表1】規制と対象商品例の新旧比較

従来の規制と対象商品例		新しい規制と対象商品例	
規制法	金融商品	規制法	金融商品
証券取引法	<ul style="list-style-type: none"> 国債 地方債 社債 株式 投資信託 有価証券に関するデリバティブ取引等(限定列挙) 	金融商品取引法	<ul style="list-style-type: none"> 国債 地方債 社債 株式 投資信託 信託受益権
			<ul style="list-style-type: none"> 集団投資スキーム持分 様々なデリバティブ取引
銀行法	外貨預金		投資性のある預金商品
保険業法	変額年金保険		投資性のある保険商品
不動産特定共同事業法	不動産特定共同事業契約		不動産ファンド等

新しい法制

金融商品取引法の販売・勧誘ルールに準ずる

もおり、治安も維持されていきました。幕府から費用が出ないのですから、自治活動も自然と効率性が求められます。いかに無駄を省くかという視点を大切に、自治を運営していたようです。

このような考えは、一般庶民の生活にも深く根づいていました。資源が貴重だったこともあり、できる限り暮らしの中で無駄をしない、不要になったものも捨てずに、再利用することが徹底されました。例えば、衣料においても、庶民は通常、古着屋で着物を買います。そして絶えず洗い張りや継ぎはぎをするなどします。ついに、これ以上着られないとなると、おしめに再利用します。おしめとしても使えなくなるほど、ぼろぼろになると、今度はぞうきんとして使います。そして、最後に火にくれば、ごみは出ません。

リサイクルシステムが発展

このような生活スタイルの下、江戸では徹底したリサイクルが、社会システムとして確立されていきました。

穴の空いた鍋などをハンダで繕う「鑄掛け屋」、煙管の管をすげ替える「羅宇屋」、桶などにたがをかけたたり、替えたりする「たが屋」また、「ちようちん張り替え屋」

など、多くの修理業者がありました。さらに、紙や金属なども常に原料として再生されており、例えば書き損じた紙を購入する「紙屑買」なども現れます。中には、髪の毛を扱う業者、落ちていた木を拾う「木拾」などもありました。

また、し尿は肥料として農家に売られ、その代金は大家の収入となりました。さらに、江戸ではなるべく新しいものを買わなくても済むように、家具などをレンタルする「損料屋」までありました。

このように、江戸はなるべくごみを出さない、資源の浪費をしない社会システムが確立されていましたが、それでも少ないとはいえずごみは出ます。このごみを回収するのが「芥請負人」と呼ばれる回収業者です。長屋にそれぞれ設置されている共同のごみため場から、船で永代島などに運び、これが埋立地となりました。ちなみに、この芥請負人は、町内ごとに契約を交わし、地主から回収費用を得ていたといえます。

環境問題に配慮して、現在「もったいない」精神の重要性や江戸のリサイクルシステムが見直されていますが、こうして見ると、なるほど、江戸の町は限りある資源を大切にしているシステムがすみずみまで行き渡っていたことがよく分かります。



共同井戸を再現



長屋の外観を再現

※写真は3枚とも江東区深川江戸資料館提供



(事例2-新聞広告) 収益追求型の株式投資信託ですが…



ここまで見ないと!

- ・株式で運用する投資信託ですから、リスクがあります。「利益の見込みについて著しく事実と相違する表示」のおそれがあります。
- ・下の欄のこんな小さな活字の注意事項では見落としてしまいますね。「リスクに関する表示はその広告に使われている最大の文字と著しく異なる大きさの文字で表示すること」に抵触するおそれがあります。
- ・「手数料」の表示が必要です。

2. 投資性のある預金・保険などは、ほぼ同じ行為規制

金融商品取引法では、一般の預金や保険は対象範囲に入っていません。しかし、仕組み預金や外貨預金、変額保険年金、商品先物取引(国内)など投資性のある金融商品には、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されます。

3. 金融商品取引業は登録制

金融商品の取引を行う業者は、内閣総理大臣に申請、登録が必要になりました。

金融商品取引業の種類は、次の四つです。

- ・ 第一種金融取引業
- ・ 第二種金融取引業
- ・ 投資運用業
- ・ 投資助言・代理業

金融商品取引業へのハードルは低くなっていますから、多様な業者が参入してくる可能性があります。まずは、「登録を受けた業者」かどうか、金融庁のホームページ等で確認しましょう。業者の信用状態も調べましょう。

あなたは何プロ? アマ?

金融商品取引法では、対象者が特定投資家(プロ)か、一般投資家(アマ)かによって利用者保護ルールに差を設けています。プロには、利用者保護ルールのほとんどは適用されません。

アマがプロに移行することは認められましたが、「その取引について一年以上の取引経験があり、純資産額三億円以上、投資性のある金融資産三億円以上」の人で、取引ごとの申し出制をとっています。

広告の規制および販売・勧誘のルール

1. 広告の規制は二本柱

広告はさまざまな情報を入力できる反面、広告のインパクトが強いと、その表現に消費者は引っぱられがちです。金融商品取引法では、広告規制について二つの柱を立てています。

広告は、郵便、FAX、電子メール、ビラ、パンフレットなど多数の者に同じような内容で行う情報提供のすべてを含みます。

○「重要事項」などの表示の義務付け

表示すべき事項としては、事業者名、登録番号、重要事項(手数料、保証金などの情報、金利等の変動によって損失が生じるおそれ、元本を上回る損失が生じるおそれ、顧客が不利益となる事実など)が決められています。

特に、リスクに関する表示は、その広告に使われている最大の文字と著しく異ならない大きさの文字で表示することが求められています。

○有利に誤認させる表示の禁止

利益の見込みについて著しく事実と相違する表示、著しく人を誤認させる表示は禁止されます。

【図表2】業者に禁止している行為

真実ではないことを言って購入をすすめること。(虚偽の説明)	「必ず上がります」とか「絶対に○○になる」と断定することや、そう思わせるような表現を使って購入を誘うこと。(断定的判断の提供)
頼んでもいないのに自宅や勤務先に押しつけてきたり、電話をかけてきて、取引を勧誘すること。(不招請勧誘) ※当面、外国為替証拠金取引(店頭取引)のみ	「いいません」とはっきり断ったのに、しつこく取引を勧誘すること。(再勧誘) ※当面、金融先物取引のみ

2. 取引(販売・勧誘)の場面のルール

まず業者は顧客の知識や経験、資産状況、購入目的等を確認した上で、顧客に合った商品を勧めることが義務付けられています。(適合性の原則)

例えば、投資知識や経験がまったくない

実際の例で、注意するポイントを見てください(事例1、事例2を参照)。

法律が施行された後、金融広告はいぶん変わってきました。法律の効果が表れているようです。

(事例1-リーフレット) 預金よりかなり高利な定期預金ですが…(注)



- ・原則として中途解約を認めていません。中途解約すると元本割れするリスク商品(仕組み預金)です。
- ・重要事項の「顧客が不利益となる事実」についての明記が必要です。

(注) 預金は金融商品取引法の対象外ですが、投資性のある預金については、金融商品取引法の広告規制が準用されます。

中途解約すると…

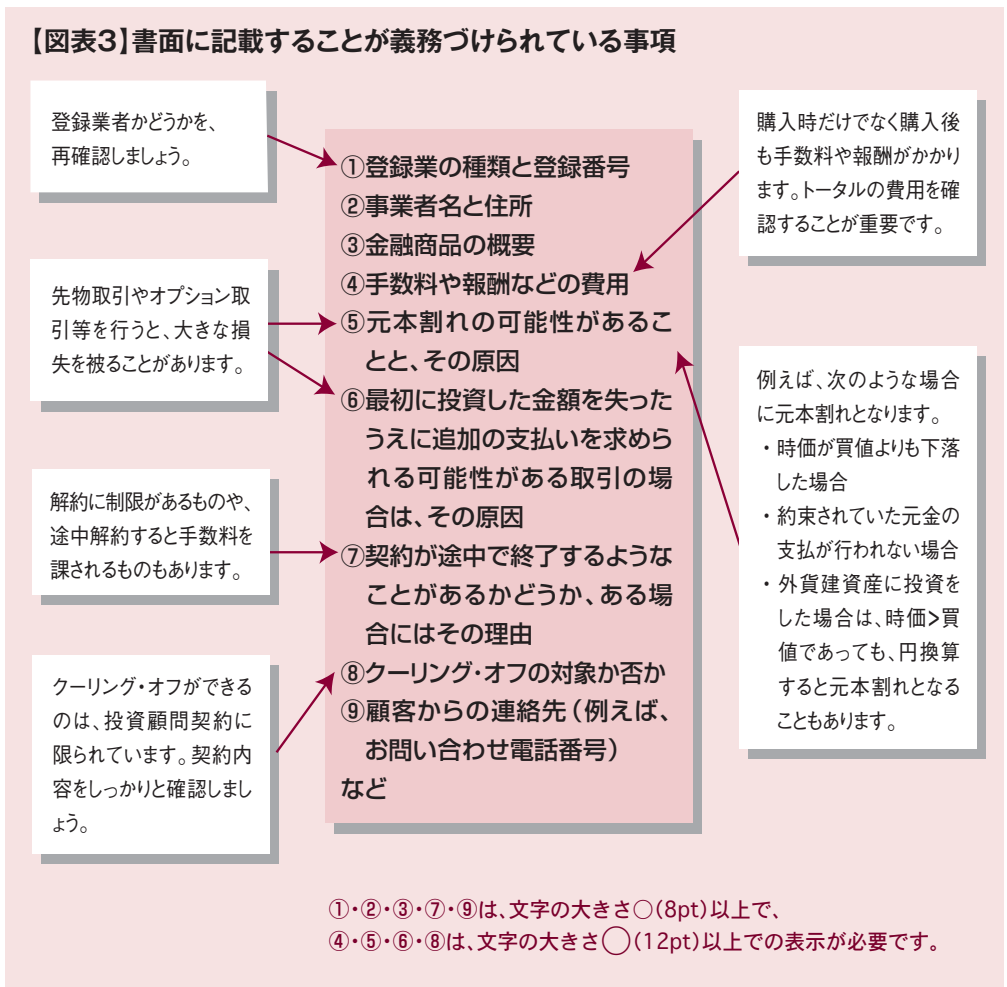
- 証券取引所など自主規制機関の機能を強化し、適正な運営の確保
 - 公開買付制度や大量保有報告制度の見直し
 - ディスクロージャー違反や不正な取引違反などの罰則の強化
 - 上場企業の情報開示制度を充実
- 有価証券の決算報告書の四半期ごとの開示や、記載内容が適正であることの「確認書」の提出が義務付けられました。
- 不正な取引や風説(うわさ)の流布、相場操縦、インサイダー取引、見せ玉売買が盛んなように見せかけるために架空の注文を出し、約定が成立しそうなると取り消す行為(など)に、刑事罰、課徴金を課すなどの罰則が強化されました。

金融商品取引法は、透明で公正な市場づくりも目指しています。そのために次の制度を拡充しました。

士会などで行うことができます。各業界団体も相談窓口を設置しています。

透明で公正な市場づくり

い人に、そのことを知らながらハイリスク型の投資信託を勧めるようなことは、この義務に違反しています。



《金融商品を契約するときのチェックポイント》

チェックもれはないですか?チェックがつかない項目は、再度、確認をしましょう。

- ✓ (契約するとき)
- 1)あなたが運用しようとしている資金は、投資してもいいものですか。
 - 2)金融取引業者は登録業者ですか。
 - 3)契約の意思がないのに勧誘されていませんか。
 - 4)金融商品の説明は書面にもとづいて受けましたか。
 - 5)あなたにわかりやすい言葉で説明し、丁寧に質問に答えてくれましたか。
 - 6)説明は十分わかりましたか。
 - 7)金融商品の仕組みはわかりましたか。
 - 8)元本割れのリスクや、追加の支払いを求められるといったリスクについては、理解できましたか。
 - 9)手数料や報酬がいくらかかるかわかりましたか。
(契約時、契約中、解約時・総額)
 - 10)解約の条件の有無と内容がわかりましたか。
 - 11)「儲かります」「絶対損はありません」といった誘い文句で勧誘を受けていませんか。
 - 12)ネット取引は自己判断をより問われます。
十分、商品内容を確認し、理解できましたか。
 - 13)契約締結前書面や目論見書の内容を確認しましたか。
 - 14)訪問や電話を受けて、すぐに契約するのはやめましょう。
- (契約後)
- 15)契約の内容は、取引中も定期的にチェックしましょう。
 - 16)金融商品のパンフレットや説明書は、契約が終わるまで保管しておきましょう。
 - 17)質問したことや回答もメモに残しましょう。
万一、金融取引業者とトラブルになったとき大事な証拠となります。
 - 18)金融取引業者とトラブルになったときに相談できるところを確認しておきましょう。

このチェックポイントだけで万全というわけではありません。自分なりに工夫してみてください。

私たち個人も市場に参加している一員です。不正な取引違反をした場合は、罰則がかかります。金融商品取引法は、自立した消費者の登場を求めています。

また、業者の【図表2】(前頁)のような行為は、顧客の投資判断を誤らせるものとして禁止されています。

わかりやすいパンフレットがあります

金融広報中央委員会では、初心者向けパンフレット「わかりやすい金融商品取引法&金融商品販売法」を作成しています(執筆協力:原早苗ほか)。全文が、知るぽるとホームページでご覧になれます。 <http://www.shirupou.net/jp/finance/trouble/ori/index.html>

実際にトラブルになった場合の相談は、各地の消費生活センター、法テラス、弁護士

金融商品販売法についてもしっかりおきましょう

金融商品販売法(平成十三年施行 十八年改正)は、金融商品取引法と両輪の役割を果たしています。

金融商品販売法では、金融商品の勧誘・販売における業者の次の行為によって損害が生じた場合、販売業者に損害賠償請求ができるとしています。ただし、立証責任は、損害賠償を求める消費者側にあります。

対象範囲は、一般の預金、保険、有価証券、海外商品先物取引(国内商品先物取引は対象外)なども含み金融商品取引法より広がっています。

○販売業者に契約内容のうち、特に重要な事項について説明義務を課し、その違反により損害を被った場合○販売業者に断定的判断の提供を禁止し、その違反により損害を被った場合

※重要事項とは、リスクに関すること、取引の仕組みの重要な部分、期間の制限に関することなどです。

※損害賠償の請求ができる損害額は、「元本欠損額」です。元本欠損額は推定されます。

さらに、業者は、契約前に契約の内容を説明する書面を顧客に必ず渡すことが義務付けられています。【図表3】参照

契約締結前書面や目論見書、業者とのやりとりのメモなどは必ず保管しておきましょう。また、契約締結後も、取引内容については定期的にチェックしましょう。